

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補助海水系ポンプ出口ストレナ（B）のドレン1次弁及び2次弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	給復水系酸素注入設備ボンベラック（B）内の酸素ポンペ（No. 6）において、ポンペ出口配管及びポンペ出口弁の継手部に微少のリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	放射性廃棄物処理設備の運転記録において、廃液ろ過器の逆洗洗浄の回数に未記入が認められたため、対応検討	C	
4	2号機	復水回収タンクのレベル計において、液位スイッチ及び液位調節器の動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	C	
5	2号機	ほう酸水注入系テストタンク水位計（ガラス管）下部のタンク繋ぎ込み部において、液のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	気体廃棄物処理系の屋外配管（OG-75）ダクト内において、リーク検出器の動作が認められたため、調査及び当該検出器を点検	D	
7	3号機	活性炭ホールドアップ建屋3階のドレンファンネルにおいて、配管の詰まり（1箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
8	3号機	原子炉建屋1階北側制御棒駆動水圧制御ユニット付近において、消火系配管に水のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
9	3号機	循環水ポンプ（B）グランド部の排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
10	3号機	非常用ディーゼル発電機（3B）室空調用ユニットヒータにおいて、本体にリーク（1ユニット）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	残留熱除去系廃液電導度計ラック（25-98E）内のセル洗浄用配管フランジ部にリークが認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
12	4号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ（B）吐出圧力計に指示不良の可能性が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
13	4号機	残留熱除去ポンプ（B）室において、西側壁面より地下水のリーク（1滴/20秒）が認められたため、当該部の点検・修理	D	
14	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口の炉水サンプリング装置の減圧機構に動作不良が認められたため、当該減圧機構を点検・修理	D	
15	4号機	タービン建屋排気トリチウム回収装置において、「冷凍部B温度異常」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
16	4号機	原子炉冷却材浄化系サンプリング装置のサンプル入口弁（ろ過脱塩器入口炉水）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	4号機	中央操作室パネル（9-56）脇の盤内入口扉において、穴の位置ずれによる施錠不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
18	4号機	原子炉起動操作中の制御棒（06-23, 06-39）において、1ノッチ引抜き操作で2ノッチ引抜き事象が認められたため、対応検討	C	
19	4号機	所内ボイラ（A）の重油バーナー付け根部において、微少の蒸気リーク（1滴／1秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	所内ボイラ（A）の重油バーナーの点検時、オイルパイプに浸食が認められたため、当該オイルパイプを交換	D	
21	5号機	中央制御室設置の格納容器内温度記録計（TR-16-177）において、印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
22	5号機	ドライウェル除湿冷却系チリングユニット（A）圧縮機下部において、油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	非常用ガス処理系プロセス放射線モニタにおいて、チャンネル（C）・シンチレーションモニタ指示値にハンチングが認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
24	6号機	原子炉建屋北側低導電度ドレンサンプポンプ（A）において、グランドリーク飛散防止カバー外へのグランド水の漏れが認められたため、当該ポンプグランド部を点検・修理	D	
25	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）液位記録計において、液位に異常なハンチングが認められたため、当該液位計器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで